

川崎市情報システム全体最適化推進会議設置要綱

平成29年10月26日

29川総I第419号

(目的及び設置)

第1条 本市が所有する情報システムの全体的な最適化を行うに当たり、市としての取組方針等を検討することを目的として、川崎市情報システム全体最適化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、検討及び調整を行う。

- (1) 市内情報システムの全体最適化の推進に関する事項
- (2) その他全体最適化の推進に必要な事項

2 推進会議における検討結果については、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号）第8条に規定する情報化調整委員会及び情報化調整幹事会に諮り、取組方針を取りまとめることとする。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる部署に所属する課長級の職員とする。

(会長)

第4条 会長は、総務企画局デジタル化施策推進室長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

2 推進会議は、必要があると認める場合、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条第1項各号に掲げる事項について、具体的な検討を行うため、推進会議に部会を設置する。

2 部会の委員は、別表に掲げる部署に所属する課長補佐以下の職員とする。

3 部会は、必要に応じて総務企画局デジタル化施策推進室担当課長が招集する。

4 部会を開催する場合には、前条第2項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 推進会議及び部会の庶務は、総務企画局デジタル化施策推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第6条第2項関係）

| | |
|-----|------------------------------|
| 委 員 | 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課 |
| | 総務企画局デジタル化施策推進室 |
| | 総務企画局人事部人事課 |
| | 総務企画局人事部総務事務センター |
| | 財政局税務部税制課 |
| | 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 |
| | 健康福祉局総務部保健福祉システム課 |
| | 健康福祉局医療保険部医療保険課 |
| | 健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 |
| | こども未来局総務部企画課 |
| | 危機管理本部危機管理部 |
| | 会計室出納課 |
| | 教育委員会事務局生涯学習部中原図書館 |
| | 教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター |
| | 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課 |